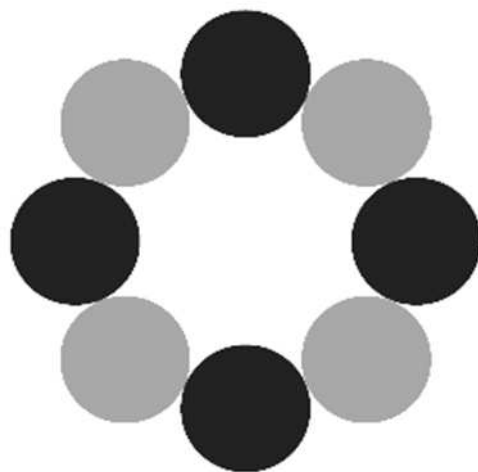


情報公開条例の解釈・運用



南砺市市長政策部総務課

目 次

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 第1条 | 目的 | 1 |
| 第2条 | 定義 | 3 |
| 第3条 | 実施機関の責務 | 6 |
| 第4条 | 開示請求権 | 7 |
| 第5条 | 開示請求の手続 | 11 |
| 第6条 | 公文書の開示義務 | 12 |
| 第1号 | 法令秘情報 | 14 |
| 第2号 | 個人情報 | 15 |
| 第3号 | 法人等情報 | 19 |
| 第4号 | 公共の安全等情報 | 22 |
| 第5号 | 審議、検討等情報 | 23 |
| 第6号 | 行政運営情報 | 25 |
| 第7条 | 部分開示 | 28 |
| 第8条 | 公益上の理由による裁量的開示 | 30 |
| 第9条 | 公文書の存否に関する情報 | 31 |
| 第10条 | 開示請求に対する措置 | 32 |
| 第11条 | 開示決定等の期限 | 34 |
| 第12条 | 開示決定等の期限の特例 | 36 |
| 第13条 | 事案の移送 | 38 |
| 第14条 | 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 | 40 |
| 第15条 | 開示の実施 | 42 |
| 第16条 | 他制度との調整 | 43 |
| 第17条 | 費用負担 | 44 |
| 第18条 | 南砺市情報公開・個人情報保護審査会への諮問 | 45 |
| 第19条 | 諮問した旨の通知 | 47 |
| 第20条 | 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続 | 48 |
| 第21条 | 文書管理 | 49 |
| 第22条 | 開示請求をしようとするものに対する情報の提供等 | 50 |
| 第23条 | 実施状況の公表 | 51 |
| 第24条 | 情報公開の総合的な推進 | 52 |
| 第25条 | 出資法人等の情報公開 | 53 |
| 第26条 | 指定管理者の情報公開 | 54 |
| 第27条 | 委任 | 55 |
| 附 則 | | 56 |

南砺市情報公開条例の解釈・運用

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、もって市政への市民参加の促進及び公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈運用の指針となるものです。

【解釈及び運用】

- 1 この条例は、「地方自治の本旨にのっとり」、「市民の知る権利」を尊重し、「公文書の開示を請求する市民の権利」を明らかにするとともに、「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めること」を手段として、「市が市政に関し市民に説明する責務を全うする」ようにし、「市政への市民参加の促進及び公正で透明な市政の推進に資する」ことを目的とするものです。
- 2 「地方自治の本旨にのっとり」とは、この条例が定める「公文書の開示を請求する市民の権利」が憲法の保障する地方自治の本旨を踏まえたものであることを明らかにしたものです。
- 3 行政が情報を積極的に公開していくことは、21世紀の地方自治を推進していく上で極めて重要です。このため、市民が行政情報を取得して市政に積極的に参加していくことの象徴的な言葉として市民にとってわかりやすい「知る権利」を明記し、これを「尊重し、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにする」としたものです。
一方、この「知る権利」については、憲法上明文の規定がなく、憲法解釈としてもその根拠や内容について様々な見解があり、また、最高裁の判例においても、請求権的な権利としての「知る権利」は認知されるに至っていません。したがって、本条における「知る権利」についても、上記のような趣旨で条例上明記したものであり、その法解釈的效果を新たに生じさせるものではありません。
- 4 「公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにする」とは、市が保有する公文書の開示を求める権利を制度的に保障することを明らかにしたものです。
したがって、実施機関は、この条例に定める要件を満たした公文書の開示請求に対しては、その求めに応ずる条例上の義務を負い、また、開示請求者は、実施機関が行った開示請求に対する決定に不服があるときは、法的な救済の道が開かれることとなります。
- 5 「情報公開の総合的な推進」とは、公文書の開示請求制度により情報の開示をするほか、情報公表制度及び情報提供施策を拡充して、市が保有する情報を市民に提供するとともに、市が出資その他の財政支出を行う法人その他の団体であって規則で定めるもの及び市の公の施設の管理を行う指定管理者について情報公開の推進に努めることです。
- 6 「市が市政に関し市民に説明する責務」とは、一般的にアカウントビリティ

ィ（説明責任）といわれるもので、市政を信託した主権者である市民に対し、市が市政の状況を説明する責務をいいます。情報公開制度は、このような説明する責務を全うするために重要な制度です。

- 7 「市政への市民参加の促進及び公正で透明な市政の推進に資する」とは、市政への市民参加の促進を図るとともに、公正で透明な市政の推進に寄与しようとする本条例の目的を明らかにしたものです。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 市立図書館その他の市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの

【趣旨】

本条は、この条例における基本的な用語である「実施機関」及び「公文書」を定義したものです。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

(1) 本項は、この条例の適用対象となる「実施機関」を明らかにするものです。この「実施機関」は、公文書の開示に係る事務を処理する基本的な組織の単位となります。

各実施機関は、条例上定められた事務を自らの判断と責任において処理するものです。

(2) この条例における「実施機関」としては、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）及び議決機関である議会を位置づけています。

2 第2項関係

(1) 本号は、この条例において開示請求の対象となる「公文書」の範囲及び例外的にその対照から除かれる範囲を定めたものです。

(2) 「実施機関の職員」とは、市長、議長及び行政委員会の委員（監査委員を含みます。）のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいい、特別職か一般職か、常勤か非常勤かを問いません。実施機関の附属機関の委員を含みます。また、議会の議員が議長の職務上の指揮監督権限に服する職務を行う場合も含まれます。

(3) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいいます。

「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理しているものを含みます。

なお、職員が地方公務員等共済組合法第18条などの規定により他の法人その他の事務に従事している場合の当該事務は、ここでいう職務には当たりません。

(4) 「文書、図画及び電磁的記録」とは、記録媒体の面から条例の対象とな

る公文書の範囲を定めたものであり、次のものをいいます。

- ア 「文書」とは、文字又はこれに代わるべき符号を用い、永続すべき状態において、ある物体の上に意思等が記載されたものをいい、台帳、カード類、刊行物、図書等を含むものです。
- イ 「図面」とは、記号又は線等の象形を用いて表現されたものをいい、地図、図面、設計図、ポスター、写真、スライドフィルム、これらを写したマイクロフィルム等をいいます。
- ウ 「電磁的記録」とは、電磁的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいいます。具体的には、再生機器を用いなければその内容を知覚し得ない磁気テープ、磁気ディスク、録音テープなどの媒体に記録されたものをいいます。

行政情報の電子化やネットワーク化の急速な進展に対応していくため、電磁的記録全般を開示請求の対象としたものです。ただし、文書作成の補助として一時的に作成した電子文書及び会議録作成の補助として一時的に採録した録音テープ等の電磁的記録については、文書を原本として保管し、及び保存することから対象としません。

- (5) 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要な共用のものとして、利用又は保存されている状態のものをいいます。

説明責任の観点からは、事務処理手続が終了していない文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」といいます。）や事務処理手続を要しない文書等の中にも開示対象とすべきものがあると考えられます。このため、決裁、回覧等の手続を要件とせず、業務上の必要性に基づき組織の共用のものとして保有している文書等であるかどうかの実質的な要件で規定したものです。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書等であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研さんのための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行のために利用する正式文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。ただし、担当職員が原案の検討過程で作成する文書等であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除きます。）等は該当しません。

作成又は取得された文書等が組織的に用いるものに当たるかどうかの判断は、①作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保管、保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質のものであるかどうか、組織として管理している職員共用の保管・保存場所で保管又は保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して行います。

また、組織的に用いるものとしての実質を備えた状態になる時点については、当該組織における文書等の利用又は保存の実態により判断するものですが、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成さ

れ、回議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が行政機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保管・保存場所に保管又は保存した時点等が挙げられます。

- (6) 「保有している」とは、所持すなわち物を事実上支配している状態を意味します。文書等を書庫等で保管している場合であっても、当該文書等を事実上支配（当該文書等の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることを意味します。）していれば、所持に該当し、「保有している」に該当します。

なお、一時的に文書を借用し、又は預かっている場合等、当該文書等を支配していると認められない場合は該当しません。

- (7) ただし書は、公文書の対象から除外されるものについて定めたものです。

ア 第1号に掲げるものは、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであり、誰でも購入できることから「公文書」の対象外としています。

イ 第2号に掲げるものは、図書館等の公の施設のほか情報公開コーナーなど、図書、資料、刊行物を一般の閲覧等に供する事務を行っている市の施設において、専ら一般の利用のために管理されている文書、図画等をいいます。したがって、これらの施設で管理されている文書、図画等であっても、一般の利用を前提としていない、行政事務のために作成し、又は取得したものはこれに含まれず、この条例の適用があるものです。

第3条 実施機関の責務

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する市民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の開示に関する実施機関の責務を定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 実施機関は、公文書の開示を請求する権利を保障するため、条例で定める要件を満たした公文書の開示請求に対して、条例第6条の各号の規定に該当しない限り公文書の開示をしなければならないという観点（条例第6条本文）に立って、条例全体を解釈し、運用しなければなりません。
- 2 開示の請求があった公文書に記録されている情報が、条例第6条の各号に規定された情報に該当するか否かの判断に当たっても、原則公開の観点に立って、適正に解釈運用しなければなりません。
- 3 「個人に関する情報がみだりに公にされないよう」とは、公開を原則とする公文書開示制度の下においても、思想、心身の状況、病歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものです。

第4条 開示請求権

(開示請求権)

第4条 次に掲げるものは、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

- (1) 市に住所を有する者
- (2) 市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市に存する学校に在学する者
- (5) 市税を納める義務のある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

2 前項第6号の理由は、次に掲げることを内容とするものでなければならない。

- (1) 実施機関が行う処分又は事業により自己の権利又は利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあること。
- (2) 報道を目的としていること（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）が請求する場合に限る。）。
- (3) 学術研究を目的としていること（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が請求する場合に限る。）。

【趣旨】

本条は、この条例に基づき公文書の開示を請求できるものの範囲を定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「市に住所を有する者」とは、市に生活の本拠を有する自然人をいい、「住所」とは、一般的に、住民基本台帳による住所、外国人登録原票による居住地をいいます。
- 2 「市に事務所又は事業所を有する」とは、市に本店、支店、出張所、営業所等を有することをいい、「その他の団体」とは、自治会、商店会等の団体であって、法人格を有していないが団体としての規約を有し、代表者の定めのあるものをいいます。
- 3 「市に存する事務所又は事業所に勤務する者」とは、市にある事務所又は事業所に勤務している個人をいい、常勤か非常勤かを問いません。
- 4 「市に存する学校に在学する者」とは、市に設置された学校に在学する個人をいい、「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、高等専門学校、高等学校等の学校、同法第82条の2に規定する専修学校、同法第83条に規定する各種学校のほか職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条に規定する公共職業能力開発施設等をいいます。
- 5 「市税を納める義務のある者」とは、本市に対し南砺市税条例（平成16年条例第54号）、南砺市国民健康保険税条例（平成17年条例第6号）に規定する納税義務者をいいます。
- 6 「公文書の開示を必要とする理由を明示して」とは、第1号から第5号までの規定に該当しないものが公文書の開示を請求する場合の要件です。したがって、第1号から第5号までの規定に該当しないものは、「公文書の開示を必要とする理由」を明示することが必要です。

この考え方は、市の「説明する責務」が第一義的には市民に対するもので

あることを基本としつつも、今日では市町村の区域を越えて人的交流や事業活動等が広く行われているという社会経済情勢に鑑み、開示請求権者の範囲を拡大することとしたものです。

しかし近年、条例の制定時には想定していなかった市外の業者による営業目的の開示請求及び市民以外の者による大量請求が発生しております。条例の目的は、「市民の市政参加を一層促進し、もって、市政について市民に説明する市の責務が全うされるようにする」と規定されており、本来、市は、市民以外の者、特に営業目的による請求者に対し、市民と同等の説明責任を負うものではありません。改正前の条例において、理由の明示さえあれば市民以外の者であっても開示請求ができることとされていたので、この対応として、請求権者の範囲について条文を改正（平成24年9月）し、説明責任の範囲と請求権者の範囲とが一致するよう、条例第4条第5号が求める理由の明示については、「市が説明責任を負うに足りる理由の明示」に限定するように規定を整備しました。

7 自己の権利又は利益に直接影響があるとして行政文書の公開を請求できる場合としては、次のようなものが考えられます。

(1) 市により行政処分を受けたものが、その行政処分に関係のある行政文書の開示を請求する場合

(2) 市内に土地又は建物を有するものが、その土地又は建物に関連する市の土地利用計画、都市計画等に関係のある行政文書の開示を請求する場合

(3) 市立病院等の入院患者等の市の公の施設の利用者が、その施設に関係のある行政文書で、その利用に関して自己の権利又は利益に影響を及ぼすとして公開を請求する場合

その他個別具体的に判断するものとし、次表「利害関係者の認定基準」に基づいて判断するものとします。

〔利害関係者の認定基準〕

| 認定基準 | 具体例 |
|---|--|
| <p>1 一定の事実が市内に存在することにより、市の行政に利害関係を有する状態が継続して生じ、又は生ずることが確実に予測されるものであって、その利害関係に係る情報の開示を請求するもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に土地又は建物を所有しているものであって、その土地又は建物に関連する土地利用、都市計画、道路、環境、災害対策等の行政に係る情報の開示を請求するもの ・市内の学校に子供を通学させている父母であって、市の学校行政に係る情報の開示を請求するもの ・市の施設の定期的な利用者であって、その施設に係る情報の開示を請求するもの |
| <p>2 隣接自治体に居住し、市の行政により生活に影響を受けるなど、市の行政に利害関係を有し、又は有することが確実に予測されるものであって、その利害関係に係る情報の開示を請求するもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市の行政により居住環境に直接影響を受け、又は受けている隣接自治体の居住者であって、その居住環境に係る情報の開示を請求するもの |
| <p>3 市が行う行為により、市の行政に利害関係を有し、又は有することが確実に予測されるものであって、その利害関係に係る情報の開示を請求するもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市が行った行政処分により、自己の権利、利益等に直接影響を受けたものであって、その行政処分に係る情報の開示を請求するもの ・市との契約により自己の権利、利益等に直接影響を受けたものであって、その契約に係る情報の開示を請求するもの |
| <p>4 市内における災害等の発生のため被害を受けたことにより、臨時的に市の行政に利害関係を有し、又は有することが確実に予測されるものであって、その利害関係に係る情報の開示を請求するもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の宿泊施設に宿泊して火災等の被害を受けた者であって、その宿泊施設等に係る情報の開示を請求するもの |
| <p>5 その他上記に類し、市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測されるものであって、その権利、利益等に係る情報の開示を請求するもの</p> | |

- 8 必要があると認めるときは、開示請求権者であることを証する書類（団体の規約等）の提示又は提出を求めることとします。
- 9 代理人による開示請求については、委任状等の書面により、当該代理関係を確認するものとします。

第5条 開示請求の手続

(開示請求の手続)

第5条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の開示についての具体的な請求方法及び開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続を定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行わなければならないこととしています。
- 2 「公文書を特定するに足りる事項」とは、公文書の具体的な件名又は実施機関が開示請求に係る公文書を特定し得る程度の内容の記載をいいます。
- 3 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や「公文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分で開示請求に係る公文書を特定することができない場合等をいいます。
- 4 「相当の期間」とは、開示請求者が開示請求書の記載を補正するに足りる合理的な期間であり、開示請求者による補正の機会を保障する趣旨です。
- 5 「補正の参考となる情報を提供する」とは、開示請求に係る公文書が特定されていない場合において、公文書の検索に必要な資料（情報公開目録等）を提示することなどをいいます。

第6条 公文書の開示義務

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないこと（原則開示）を定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「当該公文書を開示しなければならない」とは、実施機関には、原則として、開示請求に係る公文書を開示する義務があるという趣旨です。原則開示の考え方に立っていますが、一方で個人、法人等の権利利益や公共の利益も適切に保護する必要があり、開示によって得られる利益と開示しないことによって保護される利益とを適切に比較衡量する必要があります。このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできる限り明確に定め、この非開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならないこととしています。
- 2 開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合の実施機関の義務については明示されていません。しかし、本条例では、非開示情報の範囲はできるだけ限定したものとするとの基本的な考え方に立っており、条例第8条において、本条の例外として公益上の理由により裁量的開示が規定されていることの反対解釈として、実施機関は、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなります。
なお、本条各号における非開示情報該当性の判断に当たっては、「公にすること」により何らかの権利や利益などが損なわれるおそれがあるか等を判断することとしており、この「公にすること」とは、何人にも知り得る状態におくことを意味し、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うということの意味するものです。
- 3 本条の非開示情報と職員の守秘義務を規定した地方公務員法第34条との関係については、同法第34条は職員の服務規律の確保を目的とするものであり、同条第1項の「秘密を漏らす」は、服務規律に反しないことが明確な行為についてこれを禁じているものではありません。同法第32条にも定められているように、職員が条例の規定に従って、情報を開示した場合、この行為は服務規律に反するものではありません。
- 4 地方自治法第100条第1項の規定による記録の提出、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第220条の規定による文書の提出、同法第226条の規定による送付の嘱託、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項の規定による報告の請求のように、法令の規定により実施機関に対して公文書の提出又は閲覧等を要求されることがあります。これらの要求は、この条例に基づく請求とは異なるので、本条各号に該当するか否かによって当該要求の諾否を決定するものではありませんが、当該法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容等を考慮しつつ、本条例の趣旨も踏まえ諾否の判断を行うものです。
- 5 非開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務又は事業の進捗の状況等の事情の変更に伴って変化していく可能性があり、開示

請求があった都度判断しなければなりません。

なお、個々の開示請求における非開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点です。

第6条第1号 法令秘情報

(1) 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関若しくは県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法令若しくは他の条例の規定又は法定受託事務に係る指示等により公にすることができないと認められる情報について、この条例との関係を明らかにし、非開示情報として定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「法令」とは、法律及び政令、府・省令その他の命令をいい、「条例」には、条例の委任を受けた規則等を含むものです。
- 2 「法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関若しくは県の機関の指示」とは、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国からの関与であって、当該指示が法律又は法律に基づく政令に根拠を有するもので、公にしてはならない情報を個別、具体的に明らかにしているものをいいます。
- 3 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定で明らかに開示をすることができない旨が定められている情報のほか、法令等の趣旨、目的から開示することができないと認められる情報を含むものです。
- 4 本号に該当する非開示情報を分類すると、次のとおりです。
 - (1) 明文の規定をもって閲覧又は交付が禁止されている情報
 - (2) 目的外の使用が禁止されている情報
 - (3) 個別法令により職員に守秘義務が課されている情報
 - (4) その他法令又は条例の趣旨及び目的に照らして、公開することができないと認められる情報
 - (5) 主務大臣等から法律の趣旨に基づき公開しないよう指示のあった情報
- 5 本号に該当する非開示情報の具体例
 - (1) 明文の規定をもって閲覧又は交付が禁止されている情報
 - 印鑑登録原票、印鑑登録申請書（南砺市印鑑条例第13条）
 - (2) 目的外の使用が禁止されている情報
 - 国勢調査、事業所統計（統計法第15条）
 - (3) 個別法令により職員に守秘義務が課されている情報
 - 市民税県民税申告書、滞納整理簿（地方税法第22条）
 - 児童に関する調査依頼書（児童福祉法第61条）
 - 精神保健に関する相談の指導記録（精神保健法第53条第1項）
 - (4) 主務大臣等から法律の趣旨に基づき公開しないよう指示のあった情報
 - 外国人登録原票（平成7年11月15日法務省管登第3991号法務省入国管理局長通達）

第6条第2号 個人情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、個人に関する情報について、原則として個人が識別できる場合に非開示とすることを定めたものです。基本的な人権を尊重する立場から（条例第3条後段参照）、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は法的にも社会通念上も未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る情報は、原則として非開示とする方式（個人識別型）を採用しています。ただし、個人識別型を採用した結果、本来非開示とする必要性のない情報も含まれることになるため、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る情報から除かれるものとして、公知の情報などを限定列挙しています。

【解釈及び運用】

1 特定の個人が識別することができる情報等（本文）について

(1) 「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）をいいます。

また、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれます。これは、生前に本号により非開示であった情報が、当該個人が死亡した以降開示されることになるのは適当でないためです。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本条第3号で判断すること

とし、本号の個人情報の範囲から除外することとしたものです。

(3)「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体であり、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）が全体として一つの非開示情報を構成するものです。

(4)「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することはできなくても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非開示となる趣旨です。照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等、一般人が通常入手し得る情報が含まれます。他方、特別の調査をすれば入手できるかもしれないような情報については、一般的には「他の情報」に含めません。

なお、個人識別性の判断に際しては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではありませんが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があります。その場合は、個人識別性の判断にあたっては、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、当該情報の性質、集団の性格、規模等の要素も考慮に入れていく必要があります。

(5)「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するものや公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものなど、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報をいいます。

2 ただし書のアについて

個人識別情報であっても、法令等の規定や慣行により、一般に公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものです。

(1)「法令等の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られます。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合は定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しません。

(2)「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味しますが、慣習法としての法規範的な根拠までを要するものではなく、事実上の慣習として公にされ、又は公にすることが予定されていることで足りる。しかし、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たりません。

(3)「公にされ」とは、現に当該情報を公衆が知ることができる状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はありません。

なお、過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされている状態にあると認められない場合もあり得ます。

(4)「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定している場合を含みます。）の下に保有されている情報をいいます。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないなど、当該情報の性質上、通例公にされるものも含まれます。

3 ただし書のイについて

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政機関の基本的な責務であることから、当該権利利益を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報について、本号の非開示情報から除くこととしたものです。

(1)「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、「人の生命、健康、生活又は財産」に現実に被害が発生している場合に限られず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれます。

(2)「公にすることが必要であると認められる」とは、個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合をいいます。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとしします。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（条例第8条）により図られます。

4 ただし書のウについて

公務員等の職務遂行に係る情報は、当該公務員等の個人情報でもありますが、職務に関する説明責任を全うするという観点から、当該情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、本号の非開示情報から除くこととしたものです。

(1)「公務員等」とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除きます。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法第2条に規定する地方公務員のすべてをいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問いません。したがって、国会議員、地方議会議員及び附属機関の委員もこれに含まれます。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではありませんが、公務員等であった当時の情報については、本規定が適用されます。

(2)「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその地位に基づいて所掌する職務を遂行する場合における当該活動についての情報（例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報のみならず、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報を含みます。）をいい、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものです。したがって、例えば公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は私事に関する職員の個人情報として保護する必要があり、職務の遂行に係る情報には含まれません。

5 本号に該当する非開示情報の具体例

(1) 思想、信条、宗教、意識、趣味等に関する情報

- 世論調査等意識調査の調査票
- 個人相談記録
- 図書等の貸出申込書
- 公文書開示請求者名
- 児童・生徒反省文
- (2) 心身の状況、体力、健康状態等に関する情報
 - 健康診断書
 - 診療録
 - 特定疾患相談指導票
 - 身体障害者手帳交付文書
 - 児童体力記録簿
 - 退職者名簿
- (3) 資格、犯罪歴、学歴等
 - 履歴書
 - 刑罰等調書
 - 戸籍謄本
 - 資格試験成績、成績証明書
- (4) 職業、交際関係、生活記録等に関する情報
 - 生活保護決定調書
 - 生活相談記録
- (5) 財産の状況、所得等に関する情報
 - 所得証明書
 - 預金残高証明書
 - 納税証明書
 - 口座番号
- 6 本号ただし書に該当する開示情報の具体例
 - (1) ただし書アに該当する情報
 - 法人役員名
 - 受賞者名簿
 - 審議会委員名簿（ただし書ウにも該当）
 - (2) ただし書イに該当する情報
 - 河川占用許可申請書
 - 道路占用許可申請書
 - (3) ただし書ウに該当する情報
 - 会議等の復命書
 - 旅行命令簿及び旅費請求書（職員番号、級、号級部分は除きます。）
 - 起案者名、決裁者名

第6条第3号 法人等情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるもの

【趣旨】

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障する必要があることから、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、非開示とすることを定めたものです。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、例外的に開示することとしています。

また、法人等又は事業を営む個人の事業活動であつて、公にしないとの条件で任意に提供された、いわゆる任意提供情報については、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると思われる場合に限り非開示とすることとしたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「法人その他の団体」とは、営利法人、公益法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人その他法人格を有する団体のほか、権利能力なき社団など法人格は有しないが団体の規約等を有し、代表者又は管理人の定めのあるものをいいます。ただし、国、独立行政法人等及び地方公共団体は除かれるので、その事務又は事業に係る情報は、他の非開示情報の規定で判断することになります。
- 2 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報など法人等と何らかの関連性を有する情報をいいます。
なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、第2号の「個人情報」に該当するかどうかも検討する必要があります。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいいます。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業に付随するすべての情報（事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等）をいいますが、その事業活動と直接関係のない情報（例えば、事業を営む個人の家族状況、事業と区分される個人の資産、所得等）は、本号に該当せず、第2号の「個人情報」に該当するかどうかを判断することになります。
- 5 本号のアについて

- (1) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- ア 生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの
 - イ 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの
 - ウ その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるもの
- (2) 「正当な利益を害するおそれがあるもの」かどうかの判断は、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別、具体的に慎重に検討した上で行うものとします。
- 6 本号のイについて
- (1) 「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関が事務事業を行う上で必要であるため、法人等に依頼し、提供された場合をいい、要請がないにもかかわらず法人等が自発的に情報を提供した場合は、この規定には該当しません。ただし、この場合であっても、提供に先立ち、法人等から非公開の条件が提示され、実施機関が、合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれます。
- (2) 「公にしない」とは、情報の提供を受けた実施機関が、実施機関以外の第三者（本人を含みます。）に対して当該情報を提供しないとの条件を意味します。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれます。
- (3) 「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれますが、いずれの場合も双方の合意により成立するものです。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれます。
- (4) 「任意に提供されたもの」とは、法令上の権限に基づかずに提供された情報をいうものです。
- (5) 「通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は事業を営む個人が公にしないことが通例であると主張さえすれば足りるわけではなく、当該法人等又は事業を営む個人が属する業界、業種等の慣行に照らして、非開示とすることが通常行われているかどうかを判断するものです。
- (6) 「当時の状況等」とは、当該条件が付された時点における諸般の事情を基本として判断しますが、必要に応じ、その後の事情の変更も勘案して判断する趣旨です。
- 7 本文ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」には、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって、人の生命、健康、生活又は財産に対する危害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含ま

れます。

「公にすることが必要であると認められる」かどうかの判断は、非開示により保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と開示により保護される利益（人の生命、健康、生活又は財産）とについて、それぞれの具体的な性格や内容を慎重に検討した上で、比較衡量することによって行うものです。

8 本号に該当する非開示情報の具体例

(1) 生産、技術等に関する情報

- 製造工程図
- 機器の種類、性能等
- 製品の開発技術内容、生産設備等
- 製造方法概要書及び原料表

(2) 販売、営業等に関する情報

- 顧客名簿
- 販売計画書
- 工場設備投資計画書
- 資金調達計画書

(3) 信用上不利益を与える情報

- 企業診断調書
- 商品に係る苦情相談処理の記録

(4) 経理又は労務管理等内部管理に関する情報

- 経理、人事に関する情報
- 労働争議、労使交渉等に関する情報
- 内部監査実施状況報告書

第6条第4号 公共の安全等情報

(4) 公にすることにより、人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

【趣旨】

本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 本号に該当する情報は、犯罪の予防又は捜査等、刑事法の執行を中心とし、捜査機関を有しない市が、捜査機関からの捜査事項照会等に際して作成し、又は取得した情報を含むものです。
なお、市民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しません。
- 2 「その他公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防及び捜査活動等のほか、平穏な市民生活、社会の風紀、公共の秩序を維持するための活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり又はその可能性がある場合をいいます。
- 3 環境衛生等、行政上の取締りの対象となる情報は、第6号の「行政運営情報」により、開示又は非開示の判断をすることになります。

第6条第5号 審議、検討等情報

(5) 市、国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、市、国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における適正な意思決定手続を確保するとともに、情報が公にされることにより市民等への不当な影響が生じないようにする趣旨から、審議、検討等情報について、非開示とすることを定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「市、国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間」とは、次に掲げるものをいいます。
 - (1) 市の内部
 - (2) 国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の内部
 - (3) 市と国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の相互間
 - (4) 国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の相互間
- 2 「市の内部」とは、市の機関の内部又はその相互間をいい、ここでいう機関とは、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか、執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（法令又は条例の規定によらずに要綱等により設置された懇談会等で、設置目的、構成員、機能等からみて附属機関に類するもの）を含むものです。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階で意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら意思決定に至るまでの過程の各段階において行われている審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいいます。

なお、合議制機関等に関する情報の開示又は非開示については、当該合議制機関等の規程又は議決により決せられるものではなく、当該合議制機関等の性質及び審議事項の内容に照らして、公にすることにより率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかどうかについて、個別具体的に判断することになります。
- 4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある情報とは、公にされると、外部からの干渉、圧力等の影響を受けること等により不当に率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が損なわれるおそれをいいます。具体的には、審議会等における発言が公にされ、発言者やその家族に不当な圧力がかかるおそれや、政策の検討が十分でない情報が公になり外部からの圧力等により当該政策の決定に影響を与えるおそれなどをいいます。
- 5 「不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報、科学的知見が得られていない情報等であって、公にすることにより市民等に不正確な理解や誤解を与えるなど、

不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものをいいます。

- 6 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある情報とは、尚早な段階での情報や事実関係の確認が不十分な情報等であって、公にすることにより投機等を助長して、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるものをいいます。

例えば、公共施設等の建設計画に関する情報が公にされ、土地投機が行われ地価が高騰し、請求者など特定の者が不当に利益を得たり、違法行為に関する調査中の情報が公にされ、結果的に違法又は不当な行為を行っていない者が不利益を被る場合等が考えられます。

- 7 本号の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることによる公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものをいいます。予想される支障が「不当」かどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非開示にすることによる利益とを比較衡量した上で、慎重に行う必要があります。

- 8 審議、検討等に関する情報については、行政における意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号に該当する場合は少なくなるものと考えられます。しかし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど審議、検討等の過程が重層的、連続的である場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定等に関して本号の該当性が検討されることに注意する必要があります。

また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等の情報が公になると、市民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当に影響を与えるおそれがあるときには、本号の該当性を検討する必要があります。

- 9 本号に該当する非開示情報の具体例

- 表彰候補者選考調書
- 検討中の各種施策に関するデータ等で精度の点検が不十分なもの

第6条第6号 行政運営情報

(6) 市、国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、事務又は事業の性質上、本人等に開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、非開示とすることを定めたものです。

市、国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事務又は事業の情報全てを事後的に列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しいです。

そのため、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、公にすることによりその適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、アからオまで例示的に掲げた上で、これら以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものです。

【解釈及び運用】

- 1 「市、国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う」とは、市、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が単独で事務又は事業を行う場合のほか、共同で行う場合を含みます。
- 2 「事務又は事業」には、同種の事務又は事業が将来も反復して行われることが予定されているときには、将来の同種の事務又は事業も含まれます。
- 3 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本来的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、当該目的達成の手法等に照らして判断する趣旨です。
- 4 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかを判断するに当たっては、当該支障と公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められます。

「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が認められなければなりません。

5 本号のアについて

「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収」とは、税務調査、各種の監視、巡視等の事務が含まれます。

また、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のある情報としては、監査等の対象、実施時期、調査項目等の詳細な情報のように、事前に公にすれば適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難になったり、法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠ぺいをするおそれがある情報等があります。

6 本号のイについて

「契約、交渉又は争訟」は、市、国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体又はその長等の行政庁が当事者となるものに限定されます。「交渉」とは、相手方との話し合いによる取決めをすることを目的として行われるものをいい、その種類としては、補償又は賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労使交渉等があります。また、「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法に基づき審査請求等をいいます。

「市、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報としては、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるもの等があります。

7 本号のウについて

「調査研究に係る事務」に関する情報については、事務が完了した時期等に公表することが予定されていることが多く、適切でない時期に公にすると、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすなどその公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれがあります。

8 本号のエについて

「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいいます。人事管理に係る事務は、組織の維持の観点から行われるものであり、これらの事務に関する情報の中には、勤務評価や人事異動等の人事構想等、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保を困難にするおそれがあるものが多いです。

9 本号のオについて

「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業」とは、地方公営企業法第2条等の適用を受ける事業などをいいます。これらの事業に関する情報については、企業等の経営という事業の性質上、基本的には条例第6条第3号の法人等情報と同様の考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを非開示情報として規定したものです。ただし、「正当な利益」は、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その非開示の範囲は、法人等情報に比べてより狭いものとなる場合があります。

10 本号に該当する非開示情報の具体例

(1) アに該当する例

- 各種監査、検査の方針、指導監査における重点事項等
- 市税の徴収方法に関する資料

(2) イに該当する例

- 用地買収計画案

- 係属中の訴訟に関する弁護士との打合せ経過、準備書面案、証拠申出等
- (3) ウに該当する例
 - 試験研究に係る事務で、実施中の研究に関する情報であって、現時点で公にすると研究の公正で能率的な継続が明らかに阻害されるもの
- (4) エに該当する例
 - 懲戒処分の適否、軽重等を判断する際に内部的な審査の基準が推測される情報
 - 昇任内申者名簿
- (5) オに該当する例
 - 市又は国等が経営する企業等のノウハウに関する情報

第7条 部分開示

(部分開示)

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用することができる。

【趣旨】

- 1 第1項は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合における実施機関が部分開示の義務の内容及びその要件を定めたものです。
- 2 第2項は、開示請求に係る公文書に個人識別情報(非開示情報)が記録されている場合に、当該情報のうち個人識別性のある部分を除くことにより、残りの部分を開示ができる旨を定めたものです。

【解釈及び運用】

1 「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合」とは、開示請求に係る公文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、条例第6条各号に規定する非開示情報に該当するかどうかを審査した結果、非開示情報に該当する情報がある場合を意味します。同条では、開示請求に係る公文書に非開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められていますが、本条第1項の規定により、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合に、その部分を除いて開示できるか否かの判断を行わなければなりません。

2 「容易に区分して除くことができ」とは、過度の費用、時間等を要さずに、非開示情報とそれ以外の情報とを分離できることをいい、当該公文書のどの部分が非開示情報に該当するかかの区別が困難な場合だけでなく、区別は容易であっても記録部分の分離が技術的に困難な場合も、部分開示を行う義務はないことを明らかにしたものです。

例えば、特徴のある筆跡や声により特定の個人が識別できる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難です。また、複数の人の発言が同時に録音されているうちの一部の発言内容や録画されている映像中に非開示情報が含まれている場合等は非開示部分のみを除去することが容易でないことがあり、このような場合には容易に区分して除くことができる範囲で開示すべき部分を決定することになります。

なお、電磁的記録について、非開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は「容易に区分して除くことができないとき」に該当します。

3 「当該部分を除いた部分を開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては実施機関に委ねられています。すなわ

ち、非開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、非開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることが容易かどうかなどを考慮して判断することとなります。

- 4 第1項の規定は、開示請求に係る公文書のうち、非開示情報に該当する部分を除いた部分の開示義務を規定していますが、ひとまとまりの非開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはなりません。個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（氏名等）とその他の部分（当該個人の行動記録等）とから成り立っていますが（13頁参照）、識別される特定の個人情報全体が一つの非開示情報を構成するものであることから、第1項の規定だけでは、全体として非開示情報となります。すなわち、個人識別情報は、第3号、第4号、第5号及び第6号の各号に定められた他の非開示情報の類型が「おそれ」を生じさせる範囲で非開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方が異なっています。

このため、第2項により、個人識別情報について、個人を識別させる部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないときには、特例として、部分開示することができるとした裁量規定を設けたものです。

個人識別性のある部分を除いても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合（カルテ、未公表の研究論文等）には、条例第6条第2号本文に該当し、全部が非開示となります。

第8条 公益上の理由による裁量的開示

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第6条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

【趣旨】

本条は、非開示情報が記録されている公文書であっても、実施機関が裁量的開示を行うことができる場合について定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第6条各号（第1号の法令秘情報を除きます。）に掲げる非開示情報であっても、なお個々の事案において、公にすることに当該情報を保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいいます。
- 2 本条の規定は、「公益上特に必要があると認めるとき」との規定からも、非開示情報を開示するという処分の性質からも明らかなどおり、公益上の必要性の認定について実施機関の要件裁量を認めるものです。
- 3 条例第6条第1号を除くのは、同号に規定する非開示情報は、法令等によって公にすることが禁止されている情報であり、裁量的開示を行う余地がないことによるものです。
- 4 本条により第三者に関する情報を開示しようとする場合は、条例第14条第2項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の手続が必要となります。また、本条の裁量的開示に不服があると考える当該開示情報に係る第三者は、行政不服審査法に基づく審査請求が可能です。

第9条 公文書の存否に関する情報

(公文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、一定の場合に、実施機関が公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合をいいます。例えば、特定の個人の病歴に関する情報（非開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。）や分野を特定した実施前の試験問題に関する情報（非開示であると答えると、その範囲の問題が存在することが明らかになってしまう。）等があります。
- 2 本条の適用が必要な類型の開示請求については、実際に公文書が存在する
と否とを問わず、常に存否応答拒否をしなければなりません。
- 3 本条を適用する場合も非開示決定を行うこととなるので（条例第10条第2
項参照）、当該非開示決定通知書において、本条を適用する旨の理由（請求の
あった公文書の存否を答えることにより、どのような非開示情報を開示するこ
とになるかをできる限り具体的に記載）を提示するものとします（行政手続条
例第8条参照）。

第10条 開示請求に対する措置

(開示請求に対する措置)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨（一部を開示する場合にあっては、その旨及びその決定の理由（その決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その決定の理由及びその期日））並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（第4条第1項第6号に該当しないものがした開示請求を拒否するとき、前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及びその決定の理由（その決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その決定の理由及びその期日）を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は開示請求に対して第1項に規定する開示又は部分開示、第2項に規定する非開示のいずれかの決定をしなければならないことを定めたものです。

また、存否応答拒否をする場合及び開示請求に係る公文書を保有していない場合についても処分（非開示の決定）として位置づけることを定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 開示又は部分開示の決定（第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行います。
 - (1) 開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であって、当該非開示情報に該当する部分等を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、非開示情報に該当する部分等を除いて開示します。
 - (3) 開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該公文書を開示する必要があると認めるとき（条例第8条）。
- 2 非開示の決定（第2項）は次のいずれかに該当する場合に行います。
 - (1) 第4条第1項第6号に該当しないものがした開示請求を拒否するとき
 - (2) 開示請求書に条例第5条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとします。
 - (3) 開示請求に係る公文書を保有していない場合（開示請求の対象が条例第2条第2項に規定する公文書に該当しない場合及び開示請求の対象が適用除外規定（条例第16条）により開示請求の対象外である場合を含みます。）
 - (4) 開示請求に係る公文書に記録されている情報のすべてが非開示情報に該当する場合
 - (5) 開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であって、当該非開示情報に該当する部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき。

- (6) 開示請求に係る公文書の存在の有無を明らかにするだけで、非開示情報を開示することとなる場合（条例第9条）
- (7) 開示請求が権利濫用に当たる場合
この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び市民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行います。
例えば、実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とするなど開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たります。
なお、開示請求の対象となる公文書が著しく大量であることにより事務の遂行に支障が生ずるおそれがあっても、単に事務処理上対応が困難という場合は、処理期限の特例（条例第12条）により対処するものであって、それだけでは権利の濫用に該当しません。
- 3 部分開示又は非開示の決定を行う場合においては、行政手続条例第8条に基づく理由の提示及び行政不服審査法第82条に基づく教示（審査請求、若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この項において「不服申立て」と総称する。）をすることができる旨、不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間）を書面により行うことが必要です。このうち、理由の提示については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であり、非開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているかを示すことになるものと考えられます。また、開示請求に係る公文書を「保有していないとき」は、「作成していない」、「取得していない」、「当該公文書の保存期間が満了し、廃棄した」等、保有していない理由を具体的に提示するものとします。
- 4 一定の期間を経過することにより非開示とした理由が消滅することが確実であり、その理由の消滅する期日を明示し得る場合は、公文書部分開示決定通知書又は公文書非開示決定通知書にその期日を付記することが適当です。
なお、非開示とした理由が消滅する期日を明示した場合においても、当該公文書の開示を請求しようとするものは、改めて当該期日以後に請求をしなければならぬものです。

第11条 開示決定等の期限

(開示決定等の期限)

第11条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき原則的期間とやむを得ない理由により、原則的期間内に開示決定等を行うことができないときの延長期間及び延長の方法について定めたものです。

【解釈及び運用】

1 「開示決定等」とは、条例第10条第1項及び第2項に規定する開示、部分開示又は非開示の決定をいいます。

2 「開示請求があった日から起算して15日以内」とは、情報公開窓口（総務課）に開示請求書が到達した日を初日として算入し、15日目が期間の満了日となることをいいます。

これは、公文書の開示をするかどうかの決定を行うことのできる最長期間を定めたものであり、実施機関は、開示請求者の権利を尊重し、可能な限り迅速に決定をするよう努めなければなりません。

なお、第1項は開示決定等の期限を定める規定であり、開示請求者に対する通知の到着日が15日以内であることまでを求めているものではありませんが、実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに条例第10条各項に規定する通知を行う必要があります。

3 「補正に要した日数」とは、実施機関が条例第5条第2項の規定により補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまでの期間をいいます。

なお、形式上の不備がある開示請求であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれます。開示請求書に形式上の不備があるかどうかは、必ずしも、形式的審査により直ちに明らかになるものではありません。例えば、公文書の特定が十分かどうかは、実施機関において、開示請求書に記載された内容により確認することが必要です。このような期間は、適法な開示請求の場合であっても必要なものであり、期間計算の中に含めています。

4 「やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないとき」とは、実施機関が誠実に努力しても、第1項の15日以内に当該開示決定等を行うことができないことについて合理的な理由があるときをいい、おおむね次のような場合をいいます。

(1) 開示請求に係る公文書の種類又は量が多く、15日以内に公文書を検索し、開示決定等を行うことが困難であるとき。

(2) 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」といいます。）に関する情報

が記録されており、条例第14条第1項若しくは第2項の規定による第三者からの意見聴取を行うため、15日以内に開示決定等を行うことが困難であるとき。

(3) 開示請求に係る公文書の開示、非開示の審査が困難なとき。

(4) 当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量、他の事務の繁忙、年末年始等執務を行わないときその他合理的な理由により15日以内に開示決定等を行うことが困難なとき。

5 「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨ですが、原則的な期限である開示請求があった日から15日以内に発送することが望まれます。

6 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」とは、合理的な理由により期間を延長する場合は、延長する期間及び延長することが必要となった事情など具体的な理由を開示請求者に通知することを実施機関に義務付けたものです。

第12条 開示決定等の期限の特例

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内（第5条第2項の規定による補正に要した期間を除く。）にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等をする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

【趣旨】

本条は、著しく大量な公文書の開示請求があった場合について、開示決定等の期限の特例を定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 本条を適用する場合の流れは、以下のとおりとなります。
 - (1) 開示請求のあった日から15日以内に、本条の規定を適用する旨等を通知します。
 - (2) 開示請求のあった日から45日以内に、相当の部分について開示決定等を行います。
 - (3) 相当の期間（(1)の通知において、その期限を示します。）内に、残りの部分について開示決定等を行います。
- 2 「開示請求に係る公文書が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る公文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実施機関の事務処理体制、他の請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断するものです。
- 3 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、開示請求を受けた実施機関において、45日以内に処理しようとする、通常の業務に容認できない遅滞が生ずることをいいます。
- 4 「相当の部分」とは、実施機関が45日以内に処理することができる分量です。
- 5 「相当の期間内」とは、残りの公文書について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間内をいいます。
- 6 本条を適用するときは、実施機関は、開示請求のあった日から起算して15日以内に、開示請求者に対し、「本条を適用する旨及びその理由」、「残りの公文書について開示決定等をする期限」を通知しなければなりません。
- 7 「残りの公文書について開示決定等をする期限」とは、最終的に当該開示請求に係るすべての公文書についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限をいいます。本条の性質上、当該期間が比較的長期になる場合もあり得るため、その後の予想し得ない事務の繁忙など事情の変化による当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではありません。しかしながら、特例規定を適用するには、開示請求者に処理の時期の見通しを通知することが適切です。

仮に、通知した期限までに開示決定等がされなかった場合に、実施機関の不

作為に当たるかどうかは、個別の案件に応じた判断が必要です。

- 8 この書面においては、45日以内に開示決定等をする「相当の部分」を示すことは要しません。これは、15日以内に通知しなければならないため、当該時点で45日以内に開示決定等をできる部分を的確に判断することが困難であること、45日以内には当該部分についての開示決定等が通知されることを考慮したものです。

第13条 事案の移送

(事案の移送)

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は、開示請求を受けた公文書について、他の実施機関の方が開示又は非開示の判断を迅速かつ適切になし得ると考えられる場合に、事案を移送することができることを定めたものです。

【解釈及び運用】

1 「正当な理由があるとき」とは、第1項で例示された「開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、開示請求に係る公文書に記録されている情報の重要な部分が他の実施機関の事務又は事業に係るものである場合等であって、開示決定等を行うことにつき他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合です。

2 「当該他の実施機関と協議の上」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うこととなります。

3 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす」とは、事案を移送した実施機関が移送前にした補正命令や決定期間の延長などの行為は、移送後も移送を受けた実施機関の行為として有効となるという趣旨です。また、移送は専ら市内部の実施機関相互の問題であることから、開示決定等の期間の算定は、条例第11条第1項の規定により、当初の開示請求のあった時点から進行します。したがって、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行われるべきものです。

4 「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」とは、移送を受けた実施機関においてその開示の実施が円滑に行われるよう、移送した実施機関の協力義務を明記したものです。

例えば、次のような協力が考えられます。

(1) 移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供すること。

(2) 開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しを提供すること。

(3) 移送を受けた実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合には、その開示請求に係る公文書の写しを提供し、又は原本を貸与するこ

と。

- 5 移送は、請求を受けた実施機関が開示請求に係る公文書を保有しているものの開示又は非開示の判断について、他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものです。したがって、開示請求を受けた実施機関が開示請求に係る公文書を保有していない場合には、事案の移送の問題ではない点に留意する必要があります。この場合は、当該公文書を保有しているなど関係する他の実施機関が判明していれば、その窓口（所管課）を案内するなど適切な情報提供を行うこととなります。

第14条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に当たって、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第6条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（第18条第1項及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的規定であり、第三者に対する意見聴取の手続、第三者から開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置について定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項は、実施機関が開示決定等について、よりの確な判断を行うため、関係する第三者の意見聴取ができる旨を定めるもので、実施機関に対して当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものではなく、意見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断に委ねられています(任意的意見聴取)。

2 本条において第三者の範囲を「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの」とし、開示請求者のほか、国、独立行政法人等及び地方公共団体を除いているのは、国、独立行政法人等及び地方公共団体については、私人と同様の手続的保障を図る必要性に乏しいこと、また、国、独立行政法人等又は地方公共団体の意見を聴く必要があるときは、適宜の方法により意見を求めれば足りることによります。

3 開示又は非開示の判断を行うに当たって、実施機関による資料の収集、意見の聴取等は特別の規定がなくとも任意に、適宜の方法により行うことが可能ですが、第1項の規定による第三者の意見聴取の結果、開示に反対の意見が出されたときは、第3項の規定による手続を取ることが必要となるため、第三者から「意見書」の提出を求めることとしたものです。

4 開示又は非開示の判断はあくまでも当該第三者に関する情報が条例第6条に規定する非開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではありません。第三者には、意見書の記載に当たって、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しいので、できる限り実施機関の開示又は非開示の判断に資するような事情の説明が望まれます。

なお、意見書には意見の内容を裏付ける資料を添付することができます。

5 第2項は、条例第6条第2号イ若しくは同条第3号ただし書の規定により、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、第三者に関する情報を例外的に開示しようとする場合（第1号）又は条例第8条の規定により、公益上、第三者に関する情報を例外的に開示しようとする場合（第2号）について、第三者の権利利益を侵害するおそれがあることから、適正手続の保障の観点から、事前に当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものです（必要的意見聴取）。

6 「当該第三者の所在が判明しない場合」とは、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合をいい、例えば、実施機関に届けられている住所、登記簿に記載された法人の所在地などに郵送しても到達しない場合が考えられます。

なお、こうした場合でも、公示送達は義務付けられていません。

7 第3項は、意見書提出の機会を与えられ、公文書の開示に反対の意思表示をした第三者が、開示決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保しようとするものです。公文書は一度開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、開示の実施前に、第三者が開示の決定に対する審査請求又は取消訴訟を提起できるようにする必要があります。このため、開示の決定をしたときは、公文書の開示に反対の意思を表示した第三者に対し、開示決定後直ちに必要な事項を通知するとともに、開示の実施までに一定期間を置くこととします。

なお、「開示決定をするとき」とは、公文書の全部開示の決定に限らず、部分開示の決定をするときも含まれますが、当該第三者に関する情報を非開示とする場合は含まれません。

8 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、開示を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならぬこととするものです。

第15条 開示の実施

(開示の実施)

第15条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、開示請求者の求める方法の公文書の開示により当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

【趣旨】

本条は、公文書の開示の実施方法について定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられることころであり、特に電子計算機処理に係る情報については機器の普及状況や電子情報のセキュリティの確保等に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定めることとしたものです。
- 2 「当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがある」とは、同一の公文書に対する開示請求が頻繁にあること又はその形態、形状から開示をすることにより当該公文書が汚損され又は破損されるおそれがある場合等をいいます。
- 3 「その他合理的な理由があるとき」とは、開示請求に係る公文書が日常業務に使用されているため、原本のまま閲覧等に供すると日常業務に支障を生ずる場合、条例第7条の規定により部分開示を行う場合等をいいます。

第16条 他制度との調整

(他制度との調整)

第16条 この条例の規定は、法令等による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、適用しない。

【趣旨】

本条は、この条例の対象となる公文書について、法令等による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付（以下「閲覧等」といいます。）の対象となる公文書については、適用しないことを定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「法令等」とは、条例第6条第1号の「法令等」と同義です。
- 2 本条は、法令等の規定により閲覧等の対象となる公文書については、適用しないこととするものです。したがって、例えば、法令等に閲覧の方法による開示のみが定められており、写しの交付に関する規定がない場合、閲覧の方法による開示については、条例の規定は適用せず、当該法令等によることとなり、写しの交付の方法による開示については、条例の規定を適用するものです。
なお、縦覧は、公文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視できる開示の形態であることから、法令等に規定されている場合は、条例の規定による閲覧は行いません。
- 3 法令等により閲覧等を行うものとしては、次のようなものが挙げられます。
 - (1) 住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条及び12条）
 - (2) 固定資産課税台帳の縦覧（地方税法（昭和25年法律第226号）第415条）
 - (3) 選挙人名簿の抄本の閲覧（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第29条）
 - (4) 地価公示図書の閲覧（地価公示法（昭和44年法律第49号）第7条）
 - (5) 都市計画の案の縦覧（都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条）
- 4 法令等において、閲覧等の請求権者の範囲、閲覧の期間、閲覧等を行うことができる公文書の範囲が限定されているときは、当該規定に該当する限りにおいて、この条例は適用されないこととなりますが、当該規定に該当しない請求者からの請求、期間外の請求、閲覧を規制された部分に関する開示請求については、この条例が適用されることとなります。ただし、開示の可否については、当該法令等の趣旨を踏まえ、慎重に判断する必要があります。

第17条 費用負担

(費用負担)

第17条 第15条第1項の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の開示を受けるものの開示の実施に要する費用の負担について定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「当該写しの作成及び送付に要する費用」とは、文書、図画及び電磁的記録の写し等の作成に要する費用並びにその送付に要する郵便料をいいます。
なお、閲覧、聴取又は視聴による開示の実施にかかる費用については、開示請求者にその負担を求めないものです。
- 2 具体的な費用の額については、規則第10条に規定する別表第1のとおりです。

第18条 審査会への諮問

(南砺市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為については行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて準用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて南砺市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。
- 2 行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求に対し裁決をすべき実施機関は、同法第2章第3節に規定する審理手続(同章第1節に規定する手続を含む。)を行う者を指名することを要しない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 4 前項の裁決は、次に掲げる事項を記載し、諮問実施機関が記名押印した裁決書によりしなければならない。
- (1) 主文
 - (2) 事案の概要
 - (3) 審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問実施機関の主張の要旨
 - (4) 理由(第1号の主文が南砺市情報公開・個人情報保護審査会の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。)

【趣旨】

本条は、開示決定等に対する審査請求については、審査請求を受けた実施機関に対し、原則として、南砺市情報公開・個人情報保護審査会への諮問を義務付けたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「開示決定等」とは、条例第10条の規定による開示決定等、すなわち公文書の開示、部分開示又は非開示(条例第9条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含みます。)の決定をいいます。
- 2 「南砺市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない」とは、南砺市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」といいます。)に諮問し、その答申を尊重して審査請求について決定を行うことを実施機関に義務付ける趣旨です。
- 3 本条に規定する「審査請求」とは、公文書の開示決定等を行った実施機関に対する審査請求(行政不服審査法第2条、第3条及び第4条)をいいます。
- 4 第1号の「審査請求が不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法第43条第6項の規定により却下する場合をいいます。例えば、次のような場合がありますが、このようなケースにあっては、審査会の意見を聴くまで

もなく、実施機関が客観的に審査請求について判断できるため、諮問を要しないこととしているものです。

- (1) 審査請求が審査請求期間（原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内。行政不服審査法第18条参照）の経過後にされたものであるとき。
- (2) 審査請求をすべき行政庁を誤ったものであるとき。
- (3) 審査請求適格のない者からの審査請求であるとき。
- (4) 存在しない開示決定等についての審査請求であるとき。
- (5) 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき。

なお、例えば、開示請求書に形式的な不備がある場合又は開示請求書の対象文書が公文書に該当しない場合であって、実施機関が不適法な開示請求に当たるとして非開示決定をしたときも、審査請求は可能であり、第1号の規定に該当する場合を除き、審査会への諮問が必要となります。

- 5 第2号の「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合」とは、審査請求人の主張を全面的に認めるケースであり、審査会に諮問する必要性が乏しいため、諮問義務の例外としています。
- 6 ただし書の「当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く」は、第三者から開示に反対する意見を表示した意見書が提出されているときには、審査請求の裁決で、非開示決定を取り消し、公文書の開示をすることとすると、当該第三者の利益を害するおそれがあるので、諮問義務の例外事由の例外として、審査会に諮問しなければならないこととしたものです。
- 7 第2項については、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により、条例に基づく処分については、条例で特別の定めを設け、審理手続を行う者を指名しないで、地方公共団体が代わって審理手続をすることができます。南砺市においては、「南砺市情報公開・個人情報保護審査会」が設置され、審理の公正性が確保されているといえる「南砺市情報公開条例」に基づく開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等及びこれらに係る不作為を、審理手続を行う者の指名を除外する処分とすることとしています。
- 8 第3項関係については、諮問実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、速やかに、当該審査請求に対する裁決をすることとされています。
- 9 第4項については、裁決は、第4項各号に掲げる事項を記載し、諮問実施機関が記名押印した裁決書によって行う必要があります。なお、審査会の答申と異なる裁決をする場合には、異なる裁決をする理由を明示することが義務付けられています。

第19条 諮問した旨の通知

(諮問した旨の通知)

第19条 諮問実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問した旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、諮問をした実施機関は、審査会に諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知する義務があることを明らかにしたものです。

審査会における調査審議の手續においては、審査請求人等に、審査会に対する口頭による意見陳述や意見書提出の申出の機会等が与えられており、審査請求人等がこれらの機会を行使できるよう、審査会における調査審議の手續が始まったことを知らせる必要があるため、審査会に諮問をした実施機関に対し、審査請求人等に対する諮問した旨の通知を義務付けたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「参加人」とは、実施機関の決定に関し利害関係を有する者が、処分庁の許可を得て、又は処分庁の求めに応じ、当該不服審査手續に参加人として参加した者をいいます。
- 2 第2号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものです。開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されるものですが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものです。
なお、本条における「第三者」については、条例第14条の「第三者」と同様です。
- 3 第3号は、開示請求者から審査請求があった場合に、利害関係を有することが明らかである第三者（例えば、開示請求者が部分開示決定を不服として、その取り消しを求めたのに対し、第三者が非開示との意見を出しているとき）に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものです。

なお、例えば、実施機関が第三者に意見書提出の機会を与えることなく非開示決定を行った場合のように、開示に反対の意見を有するが反対意見書の提出機会を与えられなかった第三者がいることを実施機関が把握しているときは、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当です。

第20条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

【趣旨】

本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の開示決定等に対する審査請求について、第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合又は非開示決定を変更して当該公文書を開示する場合に、当該第三者が行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するものです。

【解釈及び運用】

- 1 「条例第14条第3項の規定を準用する」とは、第1号又は第2号に掲げる裁決をする場合、当該裁決の日と開示の実施の日との間に少なくとも2週間を置かなければならないこと、また、当該裁決後直ちに、第三者に対し、開示する旨の裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面で通知しなければならないことをいいます。
なお、本条における「第三者」については、前条と同じく、条例第14条の「第三者」と同様です。
- 2 第1号は、第三者が開示決定の取消しを求めて審査請求を行い、併せて開示決定の執行停止を請求した場合、裁決がなされるまでは、通常執行停止が認められるのですが、当該審査請求を却下又は棄却する裁決がなされ、直ちに公文書が開示されてしまえば、当該第三者が当該開示決定に対する取消訴訟を提起する機会を失ってしまうこととなるため設けられたものです。
- 3 第2号は、開示請求者が非開示決定等に対する審査請求を行い、実施機関が非開示決定等を変更して開示する旨の裁決をした場合においても、その開示の実施前に第三者に当該裁決を争う機会を保障するために設けられたものです。ただし、速やかな開示決定を求める審査請求人の立場も考慮し、非開示決定に対する審査請求において参加人として非開示決定を擁護していた第三者に限定しています。

第21条 文書管理

(文書管理)

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、規則等で定めるところにより公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般に供しなければならない。

3 前項の規則等においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする

【趣旨】

本条は、この条例の適正かつ円滑な運用に不可欠である公文書の適正な管理を確保するため、実施機関の適正管理の責務について規定するとともに、規則等に公文書の管理に関する基準等を定め、当該規則等の定めるところにより実施機関は当該公文書の管理に関する定めを制定することとしたものです。

【解釈及び運用】

- 1 開示請求権の対象となる公文書の所在が明確でなかったり、確認できないというような状態では、情報公開制度は的確に機能しません。その意味で情報公開制度と公文書の管理は車の両輪の関係にあるため、情報公開制度の一環として、公文書の管理に関する規定を設けたものです。
- 2 第2項の規定により、各実施機関における公文書の管理に関する定めは、条例に根拠を有し、かつ、規則等で定められる公文書の管理に関する基準等に従って制定されることとなります。また、当該定めは、ホームページに掲載するなどして一般の閲覧に供することとされており、各実施機関は、公文書管理のしくみを市民に明らかにしつつ、適正な管理を行うこととなります。
- 3 規則等においては、公文書の適正な管理を図るための基本的な事項として、公文書の分類（系統的な分類基準の策定）、作成（意思決定等における文書作成義務）、保存（公文書保存期間基準）、廃棄（廃棄手続）のほか、管理体制の整備について定めています（規則第12条）。

第22条 開示請求をしようとするものに対する情報の提供等

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第22条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の円滑な運用を確保する観点から、実施機関が、開示請求をしようとするものの利便を考慮した措置を講ずる旨を定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「公文書の特定に資する情報の提供」とは、開示請求者にとって、自分の知りたい事柄に関する情報が、開示請求をしようとする実施機関においてどういう形で記録されているかを知ることが容易ではないことが想定されるため、開示請求者がその請求前において、容易かつ的確に公文書を具体的に特定するのに役立つ情報の提供を行うことをいいます。
- 2 「その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置」とは、例えば、開示請求に係る手続等の教示・案内を行う受付窓口の整備等が考えられます。

第23条 実施状況の公表

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年1回、各実施機関の公文書の開示等についての実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

【趣旨】

本条は、公文書開示制度の適正な運用を図るため、この条例に基づく公文書の開示の実施状況を市長が市民に公表することを定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、公文書の開示制度の実施状況を把握して、これを広く市民に公表することにより、市政への市民参加の促進、公正で開かれた市政の推進を図ることを目的とするものです。
- 2 毎年1回、各実施機関の公文書の開示等の実施状況を市長が取りまとめて公表するものとします。

第24条 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第24条 市は、この条例に定める公文書の開示のほか、情報公表制度及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に入手することができるよう、情報公開の総合的な推進を図らなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例に定める公文書の開示のほか、情報公表制度及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に入手することができるよう、情報公開の総合的な推進に努める市の基本的な姿勢を明らかにしたものです。

【解釈及び運用】

「情報公開の総合的な推進を図る」とは、公文書開示請求制度により市民が必要とする情報を権利として請求できるようにするほか、市は、市民の請求を待つまでもなく積極的に情報を公表するなど、市民が迅速かつ容易に情報を得ることができるよう、情報公開に関する制度及び施策の総合的な推進を図ることです。

第25条 出資法人等の情報公開

(出資法人等の情報公開)

第25条 市が出資その他の財政支出を行う法人その他の団体（以下「出資法人等」という。）であって規則で定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、出資法人等に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、出資法人等に対し、条例の趣旨にのっとり、市に準じた情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること、また、市長は、出資法人等の情報公開が推進されるよう、その指導に努めることを定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「市が出資その他の財政支出を行う法人その他の団体であって規則で定めるもの」とは、次の法人等をいいます。ただし、地方公共団体の組合（地方自治法第284条第1項に規定する組合をいいます。）は除きます。
 - (1) 南砺市土地開発公社
 - (2) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法（明示29年法律第89号）第34条の法人及び株式会社
 - (3) 市から一会計年度において受けた補助金、交付金、負担金等の合計額が1,000万円以上である団体
 - (4) 市及び1又は2以上の(2)に掲げる法人が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法第34条の法人及び株式会社
- 2 出資法人等は、市とは個別の独立した法人等であるため、条例上の実施機関とすることは困難ですが、このような法人等は市の行政の補完的な役割を果たしており、市の行政と密接な関係を有しているため、情報公開を行うことへの社会的要請が強いものと考えられます。このため、出資法人等が、その性格及び業務内容に配慮しつつ、自主的に市に準じた情報公開に努める責務について定める一方、市長は、出資法人等の情報公開について指導する責務を有するものとなりました。
- 3 「必要な措置を講ずる」とは、出資法人等が、この条例の趣旨にのっとり、情報公開に関する制度を設けるなどのことをいいます。
- 4 「指導に努める」とは、市長が出資法人等に対し情報公開に関する制度を整備するよう、標準的な規程を示すなどして指導を行うことをいいます。

第26条 指定管理者の情報公開

(指定管理者の情報公開)

第26条 市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市の公の施設の管理を行う指定管理者に対し、条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報について、市に準じた情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること、また、市長は、当該指定管理者の情報公開が推進されるよう、その指導に努めることを定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 指定管理者となる者は、法人その他の団体であって市が指定するものであり、第25条に規定する出資法人等のほか、民間事業者である株式会社、NPO法人等が想定されます。指定管理者は、市とは別個の独立した法人（団体）ですが、指定管理者の業務は、市の公の施設の管理を行うことであり、市行政と密接な関係を有しているため、情報公開を行うことへの社会的要請が強いものと考えられます。このため、指定管理者が、その性格及び業務内容に配慮しつつ、当該公の施設の管理に関する情報について自主的に市に準じた情報公開に努める責務について定める一方、市長は、指定管理者の情報公開について指導する責務を有することとしたものです。
- 2 「必要な措置を講ずる」とは、指定管理者が、この条例の趣旨にのっとり、情報公開に関する制度を設けるなどのことをいいます。
- 3 「指導に努める」とは、市長が指定管理者に対し情報公開に関する制度を整備するよう、標準的な規程を示すなどして指導することをいいます。

第27条 委任

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、この条例を施行するために必要な事項は、実施機関が定めることとしたものです。

【解釈及び運用】

「条例の施行に関し必要な事項」とは、公文書の開示の請求及び開示・非開示の決定に必要な公文書開示請求書、公文書開示決定通知書等の諸様式、開示の実施方法等をいいます。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。
(適用)
- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に実施機関が作成し、又は取得した公文書及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。
 - (1) 合併前の城端町の実施機関 平成12年4月1日
 - (2) 合併前の平村の実施機関 平成13年4月1日
 - (3) 合併前の上平村の実施機関 平成13年4月1日
 - (4) 合併前の利賀村の実施機関 平成12年4月1日
 - (5) 合併前の井波町の実施機関 平成13年4月1日
 - (6) 合併前の井口村の実施機関 平成13年4月1日
 - (7) 合併前の福野町の実施機関 平成11年4月1日
 - (8) 合併前の福光町の実施機関 平成12年4月1日(承継公文書の任意的開示)
- 3 実施機関は、合併前の城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町及び福光町から承継された公文書（以下「承継公文書」という。）でこの条例の適用を受けないものについて開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- 4 第17条の規定は、前項の規定による承継公文書の開示について準用する。
(経過措置)
- 5 この条例の施行の日の前日までに、合併前の城端町情報公開条例（平成13年城端町条例第7号）、平村情報公開条例（平成13年平村条例第1号）、上平村情報公開条例（平成13年上平村条例第1号）、利賀村情報公開条例（平成12年利賀村条例第14号）、井波町情報公開条例（平成13年井波町条例第2号）、井口村情報公開条例（平成13年井口村条例第9号）、福野町情報公開条例（平成14年福野町条例第4号）又は福光町情報公開条例（平成12年福光町条例第28号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年3月30日条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第5条第5項、第9条第4項及び第10条第2項の規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第8号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日条例第59号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月26日条例第38号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成24年9月24日条例第38号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の南砺市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公文書の開示の請求について適用し、施行日前にされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。
附 則（平成27年3月20日条例第7号）
この条例は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（平成28年3月18日条例第8号）抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(南砺市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例第1条の規定による改正前の南砺市情報公開条例の規定に基づく開示決定等又は開示請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

【趣旨】

本附則は、この条例の施行期日、適用、継承公文書の任意的開示及び経過措置について定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 第3項は、承継公文書について開示の申出があったときは、実施機関に支障のない限り誠実に公文書の開示の申出に応ずるよう努めるものとする努力規定を定めたものです。開示等に係る取り扱いについては、この条例の適用を受けず、実施機関の裁量で行うものです。
- 2 該当申出は、実施機関に開示義務のない任意的開示を求めるものであり、公文書の開示を請求する権利の行使ではないので、実施機関が公文書の開示をしない場合にあっても、審査請求等の対象とはならないものです。